

令和 2 年 4 月 20 日  
在ガーナ日本国大使館 領事班  
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana  
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana  
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553  
開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

### ガーナの新型コロナウイルス対策について(その10):

#### 人の移動を止める国境封鎖措置の延長(4月20日(月)から2週間)及び外出禁止措置の解除 (国内での集会等の禁止を継続)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 4月19日(日)夜, アクフォ=アド大統領は国民向けの演説を行い, 3月22日(日)24時からこれまでおよそ1ヶ月にわたって実施されている人の移動を止めるための陸海空のすべての国境封鎖措置を, 大統領令により, 4月20日(月)から, さらに2週間にわたって延長することを決定した, と発表しました。

2 また, 同演説の中で, 同大統領は, 3月30日(月)午前1時からこれまで3週間にわたって実施されている外出禁止措置を4月20日(月)1時から解除することを決定した, と発表しました。ただし, 会議, ワークショップ, 葬式, パーティー, ナイトクラブ, 酒場, ビーチ, 祭り, 政治集会, 宗教活動及びスポーツ・イベント等を含む, 国内での一般的集会(public gathering)の禁止は引き続き実施する, と発表しております。

(上記1及び2に関し, 大統領の演説については, 以下のリンクをご参照してください)

<https://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/FULL-TEXT-Akufo-Addo-s-address-on-enhanced-response-to-combat-coronavirus-928660>

3 上記措置を踏まえ, 十分に注意するとともに, 状況は今後も変わり得るので, 最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf>

(その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf>

(その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf>

(その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf>

(その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf>

(その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf>

(その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf>

(その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf>

以上